

幹事会、関東・関西集会 報告

幹事会報告 第120回～第124回（平成25年4月～10月）

第120回から第123回までは、主に9月開催の「あすの会in 関西」に向けて検討し、被害者5人の選任、弁護士4人の発表者などプログラムを作成した。運営については関西集会に一任した。また、内閣府「犯罪被害者給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の進捗状況の確認と今後の方針についての話し合いをした。少年法について法務大臣に答申された内容について検討した。

第124回からは、平成26年1月の東京大会に向け

での検討を始め、平成26年1月25日（土）東京青山OAGホールでの第13回大会の開催を決定した。被害者5人と弁護士4人の発表とし、会場との討論も行うことにした。

当会発足メンバーである宮園誠也幹事が一身上の都合で7月末日をもって幹事辞任の意向を表明され承認された。これまでの功績に感謝し和やかな送別会をもって労をねぎらった。長いことありがとうございました。

関東集会報告 第120回～第125回（平成25年4月～10月）

幹事会報告として、前年度より引き続き経済的補償制度の進捗状況説明、改正少年法の問題点、被害者参加3年後見直しの意見交換会の様子などが伝えられた。その他司法関連のニュースを基に討論するなど会員の意識向上の場になった。それと共に会員の意見を聞いたり、交流したりする、近況（思いのたけ）

を話す場でもある。会員同士だからこそ理解しあえる、共感しあえることが沢山ありお互いに癒されると感じられた。

ただ、参加者の顔ぶれが限られてきており、出来るだけ多くの会員の参加が望まれていたところ、関西から2人の会員が転入し新風を吹き込んでくれた。

関西集会報告 第133回～第144回（平成25年4月～10月）

NL44号で報告の通り、被害者参加制度を利用した裁判を実際に傍聴し、参加制度を利用された方々から意見を聞いて、改善すべき点を挙げていくことにした。

神戸市と堺市で被害者支援条例が可決制定された。担当部局の方より内容説明をして頂いた。また明石市では被害者支援条例の画期的改正に向け検討中であるとの報告もなされた。7月集会では、裁判員裁判で死刑判決がなされたのに6月20日東京高裁で破

棄された件について討論した。「国民の視点を取り入れる」という司法制度改革の原点を無視したものだ。被害者が何故翻弄させられるのかなど多数意見が出た。

あすの会in 関西の実施が幹事会で決議されたのを受けて、関西集会での取り組みを話し合い、全員が黒衣役に徹して会を成功させるために役割分担をした。翌月の集会では反省等も含めて話し合った。